

「防災無線」が変わります

安心・安全なまちづくりのために「防災行政無線デジタル化へ」

玖珠町では、災害情報や行政からのお知らせなどを、防災行政無線を利用して住民の皆さんに届けています。

現在使用している防災行政無線（アナログ方式）は、導入から20年以上が経過し老朽化しています。また、電波法の改正に伴い、令和4年12月以降アナログ方式が使用できなくなります。

このため、今年度から令和4年度の3か年にかけてデジタル方式への移行を実施しています。



ボウサイくん

ご自宅の「戸別受信機」が変わります

- 現在の戸別受信機は使用できなくなるため、デジタル化に対応した戸別受信機を「全世帯」に設置します（事業所なども対象）。
- 令和3年秋頃から翌年にかけて、町の委託業者がご自宅に伺い、受信状況などを確認しながら設置します。
- 受信状況により、屋外アンテナを取り付ける場合があります。
- 旧アナログ受信機は撤去（回収）します。
- 事前に設置に関する申込書を配布予定です。



屋外拡声器（スピーカー）が増設されます

- 現在、旧中学校+役場の計8か所に設置している屋外スピーカーを、町内48か所に増設します。
- 屋外での作業中などでも情報が確認できます。
- 令和3年度中に整備予定です。

シリーズ【障がい福祉】⑦②

障がいのある方々が災害から身を守るためには、本人の準備だけでなく、家族や地域住民などの周囲の人たちの支援が欠かせません。

障がいのある方々や周囲の支援者が、少なくとも「これはおさえておきたい」という事前の防災知識や災害支援のポイントを紹介します。今回は知的障がいのある方についてです。

知的障がいは「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。外見からわかりにくいことが多く、早口や複雑な会話の理解ができなかったり、読み書きや計算が苦手な方がいます。

普段や災害時に気を付けること

- 家族だけでなく、地域の人にも障がいを理解してもらいましょう。また、日頃から防災・避難訓練に参加していきましょう。
- 災害の時は誰もが不安になるものです。パニックにならないよう、落ち着いて行動しましょう。



支援者がサポートするときのポイント

- 恐怖や不安からパニック状態に陥ってる場合があります。まずは優しく声をかけて気持ちを落ち着かせるよう促しましょう。
- 災害状況の説明や避難を促すときは、「ゆっくり・丁寧に・繰り返し」を心掛けて焦らず穏やかに話しましょう。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどで、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることで、満額に近づけることができます（国民年金の任意加入は、申し出した日からとなります）。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 日田年金事務所 ☎0973(22)6174
住民課保険年金班 ☎(72)1113

固定資産縦覧帳簿の縦覧

4月1日から5月31日までの期間、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

これは、固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。

期 間	4月1日（木）～5月31日（月） 午前8時30分～午後5時 ※土日祝日を除く		
場 所	玖珠町役場 税務課		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 （代理人または納税管理人）	土地価格等 縦覧帳簿	所在(地番)・地目 地積・評価額
	固定資産税の家屋の納税者 （代理人または納税管理人）	家屋価格等 縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類 構造・床面積・評価額
必要なもの	・運転免許証や健康保険証などの本人の確認ができるもの ※代理人の方は上記のほかに、委任状の提示が必要です。		
手数料	無料 ※地番確認やコピーで手数料がかかる場合があります。		

問 税務課 資産税班 ☎(72)1114

アスベスト（石綿）対策が強化されます！！

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月から、アスベスト含有建材も規制の対象となりました。平成18年以前に建築された一般家屋では、屋根や壁などに建材として使用されている可能性があります。

解体や改築を行う場合は、建材にアスベストが含まれていないか事前に調査する必要がありますので、解体や改修工事を発注（受注）する場合は、ご注意ください。

詳細は、県ホームページ（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/r2kaisei-asbestos.html>）をご覧ください。

問 大分県環境保全課 ☎097(506)3114



春季全国火災予防運動について

1. 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止しすること。高齢者を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2. 統一標語

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

3. 実施期間

3月1日（月）～3月7日（日）

4. 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物などの防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

－ 3つの習慣・4つの対策－

≪3つの習慣≫

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

≪4つの対策≫

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問 基地・防災対策課 基地防災班
☎ (72) 1891

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車税（種別割）とは、原動機付自転車（原付バイク）、小型特殊自動車、軽自動車及び2輪の小型自動車を所有している方に原則課税されます。

そのため、町外に転出する場合や廃車、名義変更などの手続きは3月31日（水）までに行ってください。

～トラクターやコンバインなどをお持ちの方へ～

農耕用トラクター、コンバイン、田植機などで乗用装置があり、最高速度35km/h未満のものは、『小型特殊自動車（農耕作業用のもの）』として、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

これらは、所有していることに基づいて課税対象となり、小型特殊自動車としての登録が必要となりますので、公道走行の有無に関係なく（田や畑でしか使用しない場合でも）、必ずナンバープレートの交付申請手続きをしてください。

なお、運搬用で使われるクローラーやフォークリフトなどの『小型特殊自動車（その他のもの）』に分類される作業機械※も同様の手続きが必要です。

※小型特殊自動車（その他のもの）の要件は下記のすべてに該当するものです。

- 最高速度が15km/h以下のもの
- 長さが4.7m以下のもの
- 幅が1.7m以下のもの
- 高さが2.8m以下のもの

軽自動車税年税額について

小型特殊自動車 農耕作業用のもの	2,400円
その他のもの	5,900円

小型特殊自動車の要件を満たさないものは、大型特殊自動車となり、償却資産（固定資産税）の申告対象となります。

申告には、所有者、使用者の印鑑とメーカー名、型式、車体番号がわかるものを準備のうえ、税務課までお越しください。

問 税務課 住民税班 ☎ (72) 1114



協会けんぽの加入者の皆さまへ ～保険料率改定のお知らせ～

令和3年3月分（4月納付分）から保険料率が変わります

◆健康保険料率

【大分支部】10.30%（令和3年2月分まで10.17%）

◆介護保険料率

【全国一律】1.80%（令和3年2月分まで1.79%）

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※任意継続被保険者の方は、4月分の保険料から改定されます。



☎ 全国健康保険協会（協会けんぽ）大分支部 ☎097（573）5630

身体に障がいのある方に対する 自動車税減免の判定方法の見直しのお知らせ

令和3年3月1日から、同一の障がい区分（下肢不自由など）、等級で2つの重複する障がいを有する方の減免の判定方法が次のとおり見直されます。

なお、その他の要件もありますので、詳しくは日田県税事務所までお問い合わせください。

<見直しの内容>

障がいの状況	現行	見直し後
同一の障がい区分、等級で2つの重複する障がいがある場合	個別の障がい等級で判定	個別の障がい等級の1級上の等級で判定

例：下肢不自由で3級以上を要件とする「家族等運転」の場合

身体障がい者手帳に表1のとおり表記されている場合、現行の取扱いでは個別の等級である「下肢4級」となり減免の対象となりませんが、見直し後は表2のとおり1級上の「下肢3級」で判定することになり、減免の対象になります。



玖珠町ホームページ

表1

個別の障害名・等級
右下肢の機能の著しい障がい（4級）
左下肢の膝関節の機能を全廃したもの（4級）

表2

同一の障がい区分（下肢不自由）、等級（4級）で、2つの重複する障がいがある場合、個別の障がいの等級の1級上の等級
下肢3級（減免対象）

☎ 日田県税事務所（所管市町村：日田市、九重町、玖珠町）
〒877-0004 日田市城町1-5-16 ☎0973（22）4175

障がい年金相談

予約制です。お早目に予約をお願いします。

相談日：3月30日（火） 午後1時30分～午後4時

場 所：玖珠町老人福祉センター 相談室



☎ ふれあい総合相談センター ☎（72）5001

歩行者の基本的な交通ルールについて

大分県では、令和2年中の交通事故による死者のうち、4割以上が歩行者で、そのうち約8割は道路横断中に被害にあっています。

○道路を横断する時は、次のことに気を付けましょう。

- ・道路を横断する時は、手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなど、ドライバーに対して横断する意思をはっきり伝えること。
- ・しっかりと安全を確認してから横断を始めること。
- ・横断中も周りに気を付けて、スムーズに横断すること。



問 基地・防災対策課 基地防災班 ☎(72)1891

大分労働局からのお知らせ

令和3年3月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになります。

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加ができる「共生社会」実現のため、すべての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇う義務があります。

【民間企業】 2.2% → 2.3%

【国・地方自治体】 2.5% → 2.6%

【教育委員会】 2.4% → 2.5%

※対象となる事業主は、従業員45.5人以上から43.5人以上に変更となります。

詳しくは、お問い合わせください。

問 大分労働局職業安定部職業対策課 ☎097(535)2090
ハローワーク日田 ☎0973(22)8609

ここからはじまる。未来への挑戦。 職業訓練コース説明会参加者募集

再就職を目指す、求職者のみなさん！職業訓練施設を見学して、あなたにぴったりの訓練コースを見つけてみませんか。

開催日：3月16日（火）午前9時30分～午後4時30分

場 所：ポリテクセンター大分（日豊本線 JR鶴崎駅から徒歩10分）

参加費：無料！ 申込をご希望の方は、お問い合わせください。

問 ポリテクセンター大分住所 大分市皆春1483-1 ☎097(529)8615（受講者係）



オレンジカフェくす

オレンジカフェは、認知症の方やそのご家族、地域の方々など誰でも参加できる交流の場です。森・玖珠・北山田・八幡の4地区を巡回しており、くすまちメルサンホールでも開催しています。年齢を問わず、どなたでも参加できます。

楽しい会です。ぜひお越しください。

◆日時 3月16日（火）午後2時～4時
場 所 八幡自治会館 参加費 一人100円

◆日時 3月22日（月）午前10時～11時30分
場 所 くすまちメルサンホール1階 健康増進室 参加費 無料

問 玖珠町地域包括支援センター ☎(72)7154 福祉保健課 高齢者支援班 ☎(72)1115

会話や交流が主な内容です。
気軽にお立ち寄りください。

この看板が
目印です。



遺言等無料公証相談

日時：平日 午前9時～正午、午後1時～5時

※電話で事前受けが必要ですが。

場所：日田公証役場（日田市）

相談担当：日田公証役場公証人

相談内容

- ①遺言、財産管理、土地・建物の賃貸借・売買、金銭貸借、尊厳死宣言などの公正証書の作成に関する相談
- ②会社定款や契約書類の認証などに関する相談
- ③相続問題に関する法律相談

☎ 日田公証役場 ☎0973(24)6751

在宅障がい者相談会

〈身体・知的・児童の相談〉障がい種別を問わず、障がい者に関すること

開催日：3月8日（月）・22日（月）

時間：午後1時30分～3時

場所：くすまちメルサンホール

相談員：すぎのこ村「Beeすけっと」職員

〈精神障がいの相談〉精神障がい者に関すること

開催日：3月5日（金）・19日（金）

時間：午前10時30分～正午

場所：くすまちメルサンホール

相談員：地域生活支援センター「はぎの」職員

☎ 福祉保健課 福祉班 ☎(72)1115

行政相談会

行政の仕事でわからない事や、困っていることはありませんか？行政相談委員は身近な相談相手です。

日時：3月10日（水）午前9時～正午

場所：くすまちメルサンホール 2階 研修室

相談担当者：行政相談委員 衛藤孝義氏

☎ 総務課 行政班 ☎(72)1111



「歩行中・運転中の交通事故防止」

歩行者の交通死亡事故の多くが道路横断中に発生しています。

自動車と歩行者の事故で、歩行者が死亡した事故（平成27年～令和元年計）の約7割が道路横断中に発生しています。

運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守ることが重要です。

歩行中に注意すること

- ◆ 夕暮れ、夜間、早朝に外出する時は、白色などの明るい色の服装と反射材を着用しましょう。反射材は手首や足首に巻くだけでも有効です。
- ◆ 道路を横断する時は安全確認を行い、横断歩道が近くにあるときは必ず利用しましょう。
- ◆ 信号のある横断歩道を渡る時でも必ず左右の安全を確認し、信号を守るなど交通ルールを守りましょう。

自動車運転中に注意すること

- ◆ 横断歩道接近時は減速し、横断歩道の手前で停止できる速度で進行しましょう。
- ◆ 速度を控え、前の車と「3秒の車間距離」をあげ、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。
- ◆ 横断している、または横断しようとしている歩行者などがいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

自転車運転中に注意すること

- ◆ 自転車も車両です。一時停止や信号を必ず守りましょう。特に、見通しの悪い交差点では、一時停止または徐行し、首を振って左右の安全を確認しましょう。
- ◆ 歩道通行時は歩行者が優先、十分注意しましょう。
- ◆ 無灯火運転、傘さし運転、飲酒運転などは絶対にやめましょう。

☎ 玖珠警察署 ☎(72)2131

広告欄

日常でお困りの作業などありませんか？
便利屋カッスル!! が かつするバイ!

《サービス内容》

シニア安心サービス・日曜大作業業・お掃除、片付け・家具の移動・不用品の片付け・その他

見積無料

あなたの便利屋カッスル!! 代表 渡辺
080-6787-2036



雨漏りですか？
お見積りは無料です。

創業六十三年
うえき瓦工業
お気軽にお問合せ下さい。
097-583-0340
大分県知事許可(般-63)第7932号

行政書士無料相談会

相続、遺言、農地転用、許認可申請、技能実習など外国人雇用、生活及び老後の心配ごとなどの相談に応じます。

※紛争のおそれのない範囲での相談になります。

日時：3月18日（木）午後1時～3時

場所：玖珠町役場 2階 202会議室

☎ 総務課 行政班 ☎（72）1111
大分県行政書士会日田支部会
☎090（8289）4664

消費者トラブルに関する出張相談

専門の消費生活相談員が、悪質商法、架空請求、多重債務など、身近な消費者トラブルの出張相談を開催します。

日時：3月24日（水）午前10時～午後4時

場所：玖珠町役場 2階 202会議室

☎ 企画商工観光課 観光振興班
☎（72）7153
日田市消費生活センター
☎0973（22）9393

警察官A（大学卒業程度）採用試験

日時：5月9日（日）

申込期間：3月15日（月）～4月8日（木）

各受験資格者の詳細はお問い合わせいただくか、大分県警察のホームページをご覧ください。

☎ 玖珠警察署 総務係 ☎（72）2131

年金相談

日時：3月17日（水）午前10時～午後3時

場所：玖珠町役場 2階 202会議室

相談担当者：日田年金事務所職員

※前日までの予約が必要。

☎ 日田年金事務所
☎0973（22）6174

人権なんでも相談所

日時：3月18日（木）午前10時～午後3時

場所：くすまちメルサンホール 1階 研修室

相談担当者：人権擁護委員

☎ 人権確立・部落差別解消推進課
☎（72）1112

広告欄

仲間と一緒に“楽しく”“安心して”活動するために

スポーツ安全保険

加入
受付中!

小さな掛金 大きな補償

傷害保険

賠償責任保険

突然死葬祭費用保険

☑ 4名以上のアマチュアの団体・グループで加入

☑ スポーツ・文化・レクリエーション・ボランティア・地域活動など
様々な団体・グループ活動を補償

お問い合わせ先：公益財団法人 スポーツ安全協会 大分県支部

☎：097-552-0400 電話受付時間：9時～17時45分（土、日、祝日を除く。）



詳しくはホームページをご確認ください。
ご加入はインターネット（スポ安ねっと）
からのお手続きが便利です。



スポーツ安全協会 検索

今月の納税

国民健康保険税：12期（3月分）

介護保険料：12期（3月分）

納期限 3月31日（水）

※口座振替日 3月31日（水）

☎ 税務課 納税班 ☎（72）1114

今月の収納

3月29日（月）午前9時30分～正午

古後地区 古後地区生活改善センター

3月30日（火）午前9時30分～正午

山浦地区 杉河内公民館

日出生地区 日出生北部地区コミュニティセンター

☎ 会計課 会計用度班 ☎（72）7165

町税などの出張収納は3月で終了します。

農業委員会

農地の売買・賃借・転用許可申請を行う方は、
受付締切日までに申請書を提出してください。

申請書受付締切

3月25日（木）～3月31日（水）

開催日時

4月9日（金）午後1時30分

☎ 農業委員会事務局 ☎（72）1175

3月のごみ出しカレンダー

●第3分別

4日（木）山浦・小田・北山田地区

18日（木）日出生・八幡・古後地区

●第4分別

5日（金）森南部・北部地区

12日（金）玖珠地区

19日（金）山浦・小田・北山田地区

26日（金）日出生・八幡・古後地区

●古紙回収

6日（土）八幡・古後地区

13日（土）森・日出生地区

20日（土）玖珠・小田地区

27日（土）北山田・山浦地区



ねこの引き取りなどに関する相談は、

大分県西部保健所衛生課まで

お問い合わせください。

☎ 0973（23）3133



3月の日曜・休日当番医と当番歯科

3月7日（日）

三池循環器内科クリニック 塚脇 0973-72-6101
後藤歯科医院 日田 0973-22-0002

3月14日（日）

友成医院 塚脇 0973-72-0330
よしまさ歯科 日田 0973-23-8148

3月20日（土・祝）

小中病院 塚脇 0973-72-2167
麻生歯科医院 九重右田 0973-76-2310

3月21日（日）

高田病院 帆足 0973-72-2135
林歯科医院 日田 0973-24-6690

3月28日（日）

矢原医院 九重右田 0973-77-6121
酒井歯科医院 日田 0973-23-6480

4月4日（日）

荒木医院 森 0973-72-2466
秋吉歯科医院 帆足 0973-72-0421

3月の実弾射撃（危険ですから立入らないでください）

実施日 ()は予備日	立入禁止時間		使用弾着地等 ()は予備	訓練区分 ()は予備
	目	至		
1	0000	2400	全域	防火帯工事、投下訓練、UAV飛行訓練
2～7	0000	2400	全域	防火帯工事、UAV飛行訓練
8	0600	2100	第2弾着地、(全域)	射撃、(防火帯工事)
9	0700	1700	坂山、扇山領収射場、(全域)	爆破、試験射撃準備、(防火帯工事)
10、11	0600	2000	第1弾着地、扇山領収射場、(全域)	射撃、試験射撃、(防火帯工事)
12	0600	2000	(第1弾着地)、扇山領収射場、(全域)	(射撃)、試験射撃、(防火帯工事)
13・14	0000	2400	全域	全域野焼き
15	1200	1700	釜石	爆破
16	0600	2100	坂山、第1・2弾着地、扇山領収射場	爆破、射撃、試験射撃準備
17～19	0600	2100	第1・2弾着地、扇山領収射場	射撃、試験射撃
20	0700	2000	第1・2弾着地、(全域)、扇山領収射場	射撃、(全域野焼き)、試験射撃
21	0700	2100	第1・2弾着地、(全域)、(扇山領収射場)	射撃、(全域野焼き)、(試験射撃)
23	0600	2100	第1・2弾着地、扇山領収射場	射撃、試験射撃準備
24・25	0600	2100	第1・2弾着地、扇山領収射場	射撃、試験射撃
26	0600	2100	第1・2弾着地、仲畑、(扇山領収射場)	射撃、爆破、(試験射撃)
27	0600	2100	第1・2弾着地、(全域)	射撃、(全域野焼き)
28	0700	2100	第1・2弾着地、(全域)	射撃、(全域野焼き)
29・30	0600	2100	第1・2弾着地	射撃
31	0600	2100	第1弾着地	射撃

※実施予定日の天候などにより日程変更をする場合があります。
なお、演習場は採草・放牧で許可された方以外は立入禁止です。
[] 内は予備日を表します。